

産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 書

2020年 7 月 13 日

大 分 県 知 事 殿



提出者 大分市舞鶴町1丁目3番18号
住 所 梅林建設株式会社
氏 名 代表取締役社長 橋本秀徳

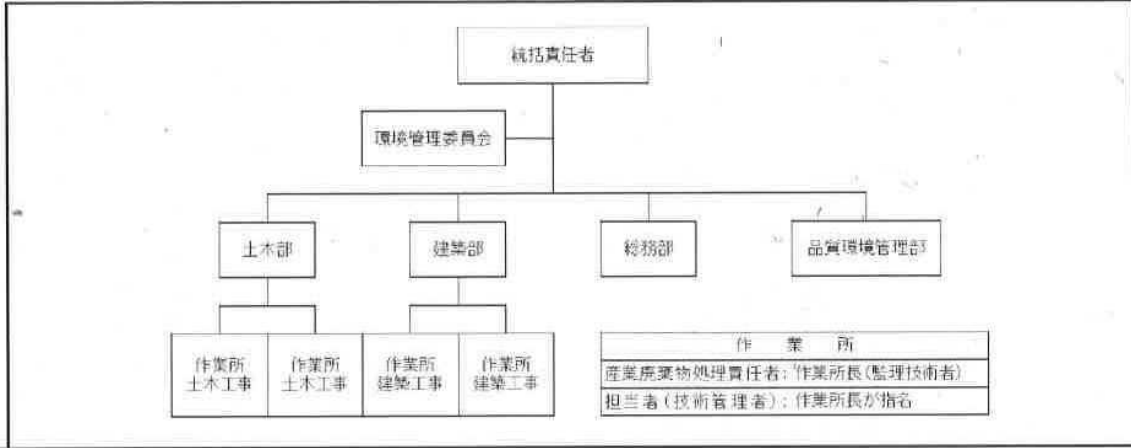
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 097-534-4151 (内線)300
(担当部署) 品質環境管理部

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	梅林建設株式会社
事業場の所在地	大分市舞鶴町1-3-18
計画期間	2020年4月1日 ~ 2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	完成工事額：117.8億円【2018年度】(本社)
③従業員数	226名(2020年4月1日時点)(本社管轄)
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	5,939.066 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	4,095.550 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 分別している産業廃棄物: 廃石膏ボード、金属くず、廃プラ 他 各会議にて、所長及び職員に産廃分別の教育を実施し、意識の底上げを図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 現場での分別を環境目標とし、更に産廃業者の処分方法を事前に調べることで、適切なりサイクル方法をとる業者と契約することを徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組)		

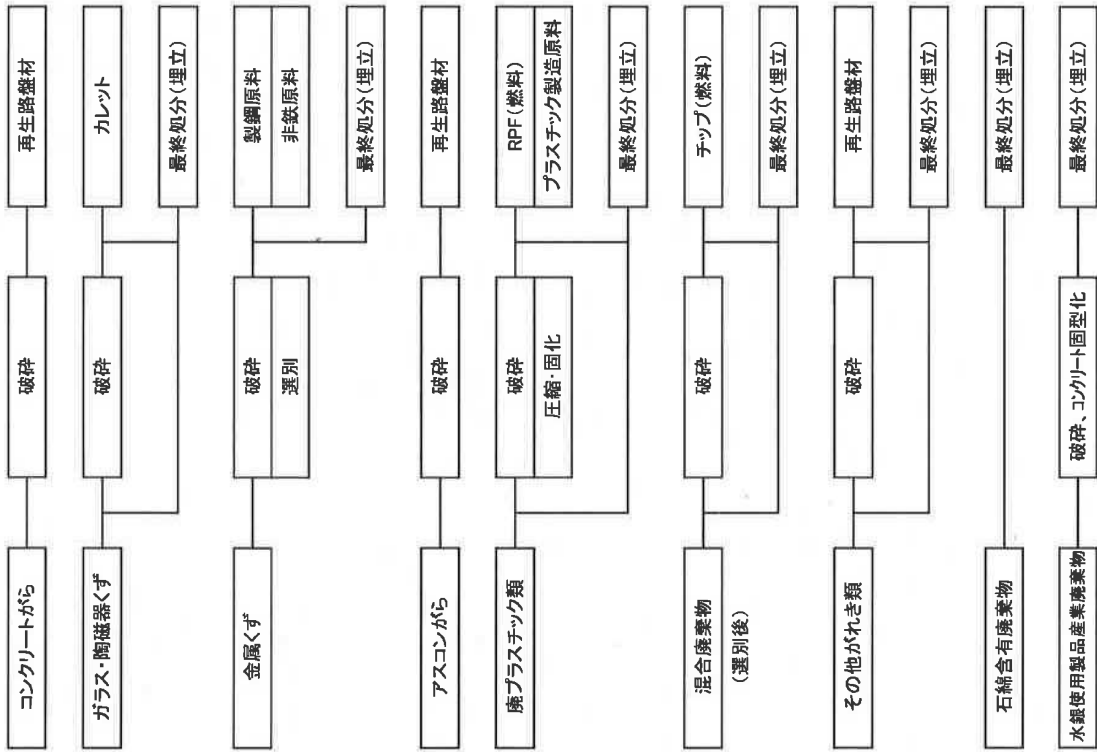
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	_____ t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	_____ t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	5,939.066 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5,340.006 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・現在使用している電子マニフェストの普及、拡大を図る。 ・顧客指定が無い限り、極力電子マニフェスト導入業者を採用する。 ・電子委託契約を採用し、普及、拡大を図る。 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	4,095.550 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,891.550 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及、拡大を図る。 ・電子委託契約を積極的に採用し、普及、拡大を図る。 ・分別回収を行うことで、再生利用の拡大を図る。 			
※事務処理欄			

別紙 産業廃棄物の一連の処理の工程

No.1

(産業廃棄物の種類) (中間処理委託) (リサイクル製品または最終処分委託)



No.2

(産業廃棄物の種類) (中間処理委託) (リサイクル製品または最終処分)

